

市長等の措置に係る通知書

(防災安全部)		2024年4月22日監査執行	
No	指 摘 事 項	措 置 の 状 況	改 善 又 は 検 討 の 目 標 年 月 日
1	(防災安全部) ①「太陽の家」の防災備蓄品について所在の確認及び管理体制を整備すべきである。 「太陽の家」は、津波避難ビルに指定されており（公共施設のため協定は締結していない。）、津波避難ビルの備蓄品として、簡易トイレ本体4個、トイレテント4個及び処理袋10箱（1箱120パック入、計1,200パック：4,800回分）を危機管理課から「太陽の家」の指定管理者である光友会に預託しているとのことである。 しかし、調査日現在その所在は不明である。津波避難ビルとしての必要な備蓄品の確保（保温シートを含む）は、避難者の生命、健康にかかわる重要な問題であり、早急に他の場所も含め、備蓄品の所在の確認、管理体制を整備すべきである。	「太陽の家」の備蓄品については、簡易トイレ本体及びトイレ用テント各4基、処理袋4箱（1箱60個入計240個：960回分）、ちり紙2袋（1袋2,000枚入）、保温シート2箱（1箱200個入）を指定管理者である光友会に2024年11月に預託した。従前は、収容人数分を超える備蓄品を配布していたが、今回は収容人数を勘案した数の配布とした。 また、2024年7月1日に「藤沢市津波避難ビルの備蓄資機材配布基準」を制定し、管理体制について整備した。 津波避難ビルとして指定している太陽の家以外の施設については、2025年1月末を目途に、備蓄品の所在及び数量確認を行った。 今後は、毎年津波対策訓練実施時等、適切な時期に各津波避難ビルの備蓄資機材の所在及び数量確認を行い、必要に応じて補充等の対応を行う。	2025年 1月31日